

税方式化による年金負担の増減：粗い試算

2008年4月

高山憲之・三宅啓道

1 基本的仮定

基礎年金の税方式化で年金負担はどのように変わるのだろうか。その実像に迫るために、ごく粗い機械的試算を手はじめにしてみた。試算における基本的仮定は次のとおりである。

- 1) 基礎年金の税方式化は2007年度から実施する。
- 2) 基礎年金の給付水準は現行制度のままとし、1人月額で約6万6000円（40年加入者、65歳受給開始）とする。
- 3) 基礎年金財源のうち現在、保険料で賄われている部分をすべて年金目的の消費税（新税）に切りかえる。新税の税率は2007年時点で4.2837%である。
- 4) 一方、国民年金保険料（1人月額1万4100円）は廃止する。
- 5) 2007年の厚生年金保険料は14.996%であった。税方式化によって、この保険料を5.0%分だけ引き下げる。引き下げは本人負担分で実施し、事業主負担の保険料率（約7.5%）は不変のまま維持する。

上記の仮定のうち、3)と5)について若干、補足しておこう。2007年度の基礎年金給付総額は17兆9000億円である。このうち6.5兆円はすでに国庫が負担している。残り11兆4000億円を年金目的消費税で賄うとすると、消費税収入1%分は2兆6612億円強と見積もられているので、新税における所要税率は4.2837%となる（なお新税導入と同時に物価は上昇する。ただ、ここでは簡単化のため、その物価上昇分を年金物価スライドの対象とはしていない）。一方、2007年度における厚生年金の基礎年金拠出金は11.5兆円である。この金額から国庫負担分を控除して保険料負担分を求め、さらに所要保険料率を計算すると、5.0%となった（推計にあたり2004年の厚生年金財政再計算結果、2007年度国家予算などの計数を利用した）。

試算にあたり利用した基礎データは2004年に実施された総務省『全国消費実態調査』である。2004年の計数を2007年の計数に置きかえる必要があったが、その置換に利用したのは総務省『家計調査年報』概要（2007年版）である。すなわち2人以上の世帯については2007年までの3年間に勤め先収入が0.51%、消費支出が1.4929%、それぞれ低下したと仮定した。また単身世帯については、それぞれ1.1%、2.963%ずつ低下したと想定した。なお勤め先収入の年次変化

率は実収入のそれに等しいと仮定した。さらに消費税の課税対象となるのは消費支出の90%であると想定した。

2 財源切りかえの即時効果

税方式の導入によって2007年の年金負担が世帯類型別にどう変わったのを取りまとめたのが表1～表6である。現役組はいずれの所得階層でも年金負担は純減となっている。

勤労者世帯の場合、税方式への切りかえによる年金負担の純減分は総じて年間収入が高くなるほど多くなる。商人・職人世帯（国民年金保険料を世帯合計で2人分を支払っていたと仮定した）に着目すると、年金負担の純減分は総じて年間収入が低いほど多くなっており、勤労者世帯とは対照的である。この相違は、国民年金の保険料が所得水準にかかわらず定額となっている一方、厚生年金の保険料は定率が定められていることに基づいている。

=表1～表6 入る=

無職の夫婦高齢者世帯（夫婦とも65歳以上）の場合はどうか。65歳以上となっているので年金保険料は負担していない。したがって税方式化によって新税負担のみが増すことになる。高齢の単身無職世帯も同様である。

図1は典型的な世帯を抜きだして税方式への切りかえに伴う即時効果を示したものである。

=図1 入る=

3 財源切りかえの生涯効果

第1節で説明した財源切りかえを2007年時点において1回かぎりで実施したときの長期効果を次に調べてみよう。そのためにはライフコースを設定する必要がある。簡単化のため、次のような男性を想定する。すなわち20歳から単身者として民間で給与を稼ぎはじめ、65歳直前まで給与を稼ぎつづける。30歳で4歳若い女性と結婚し、80歳直前で死亡するまで離婚しない。65歳で退職し、無職の夫婦のみ世帯として年金を受給する。本人死亡後は妻が単身者として10年間、年金を受給しつづける。妻は85歳で死亡する。

このとき年金総負担の増減はネットでどのようになるのだろうか。まず厚生年金の保険料は2007年以降、毎年0.354%（労使込み）ずつ引き上げられ、2017年に18.3%となる。2017年以降は18.3%で固定される。この保険料引き上げに伴う負担増は世代別にみると大きく異なる（表7、図2参照）。2007年時点で65歳以上の世代には、この保険料アップは負担増とならない。退職しているので、厚生年金の保険料を負担しないからである。一方、若い世代ほど保険料アップによる負担増の金額が多くなる。ちなみに1987年生まれ（2007年時点で

20歳)の世代の場合、保険料引き上げに伴う負担増は768万円と推計される(推計にさいして簡単化のため、賃金のベースアップはゼロ、割引率もゼロとそれぞれ仮定した)。また1972年生まれ(35歳)で534万円、1957年生まれ(50歳)で203万円の保険料負担増となる。

一方、基礎年金の税方式化に伴って年金保険料負担は減る一方、年金目的消費税を新たに負担することになる。この財源切りかえに伴う年金負担の純増減も世代別に大きく異なる。すなわち1942年生まれ(2007年時点で65歳)の世代の負担増が最も多く、233万円と推計される。年金受給世代では早く生まれた世代ほど年金負担増は少なくなり、1932年生まれ(75歳)の世代の負担増は115万円である。現役組に目を転じると2007年時点で46歳(1961年生まれ)以上の場合、財源切りかえによって年金負担は純増する。他方、それより若い世代の年金負担は純減となる。

以上の2つの効果を合わせてみると、すべての世代で年金総負担は純増する。年金保険料を引き上げることのみで将来に対応する場合とくらべると、年金負担増は世代間でフラット化されることがわかる。たとえば1987年生まれ(2007年時点で20歳)の世代の年金純負担増は768万円から501万円まで下がる一方、1957年(50歳)生まれの世代の年金負担は203万円増が267万円増に変化する。1947年生まれ(60歳)の世代の年金負担増も225万円となり、前後の世代とあまり変わりが無い。1942年以前に生まれた年金受給世代も年金負担増を幾分か引きうけることになる。

=表7、図2 入る =

なお上記の試算においては、税方式への切りかえに伴って発生する給付増、経年変化によって必要となる追加増税分、の2つを考慮していない。年金給付課税の強化、相続税・贈与税および年金給付課税分の基礎年金財源化、などとあわせて今後、検討する必要がある。

図1 税方式への切りかえ即時効果

負担の純増減 (円/月)

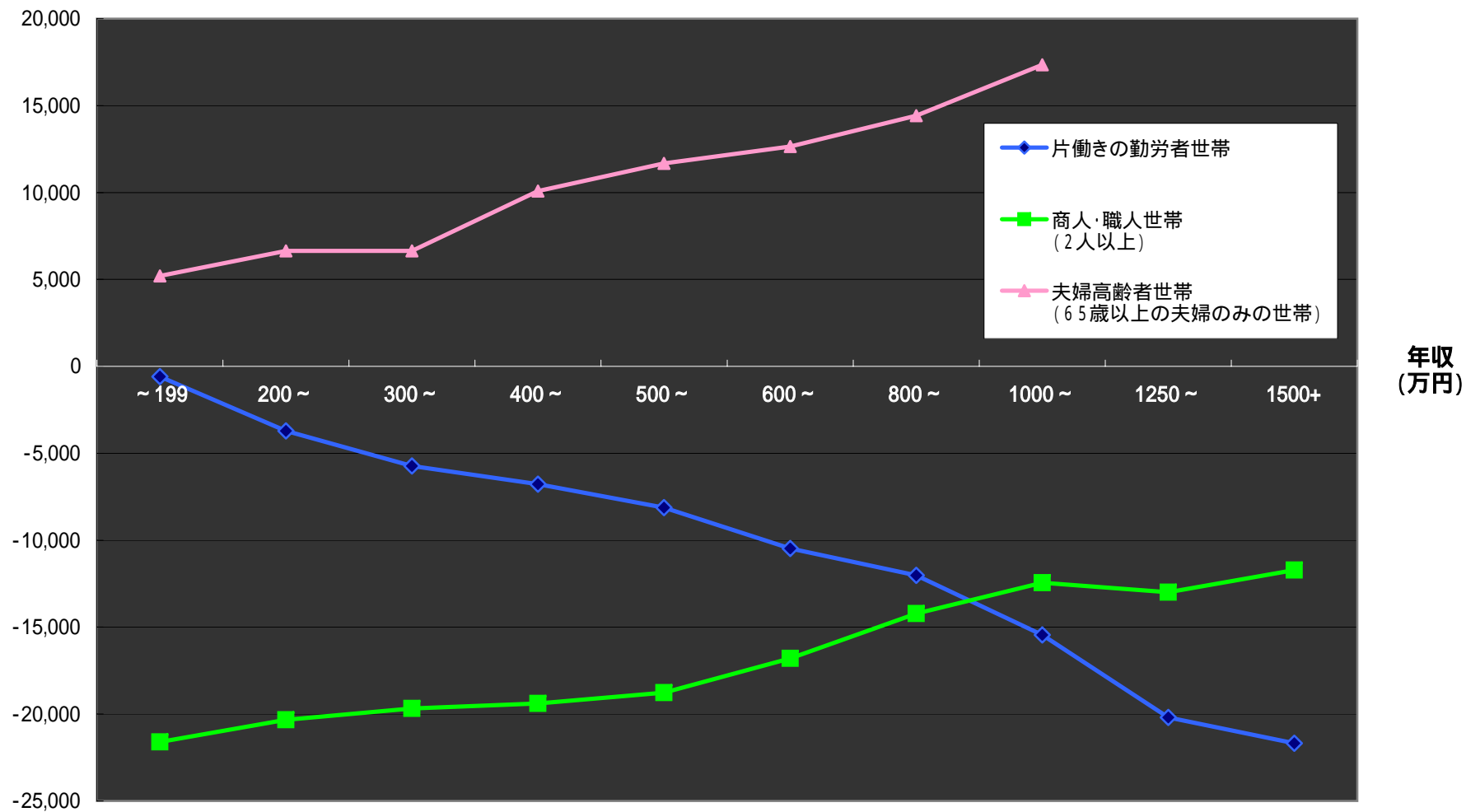


図2 税方式化にともなう生涯負担総額の純増減：世代別推計

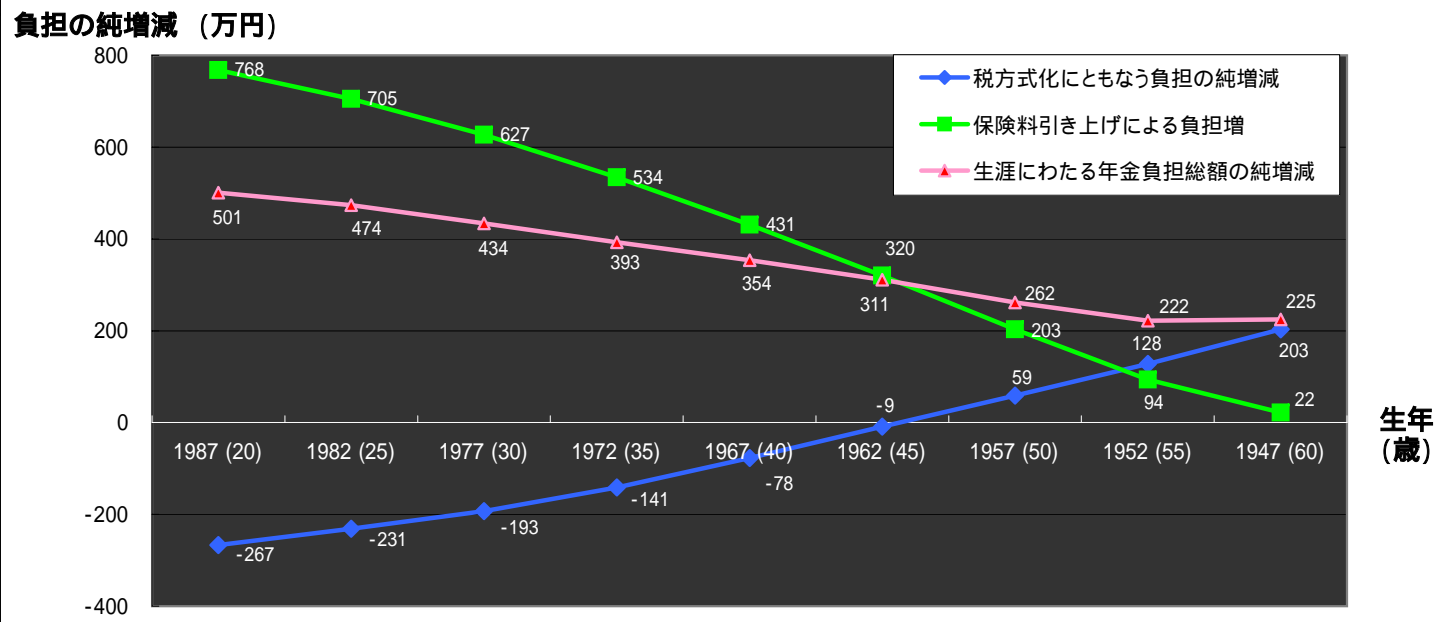


表1 税方式への切りかえによる年金負担の変化:共働きの勤労者世帯

| 年間収入(万円) | 年金保険料負担 (円/月、A) | 年金目的消費税 (円/月、B) | 負担の純増減 (円/月、A+B) |
|-------------|--------------------|--------------------|---------------------|
| 300未満 | -11,685 | 7,741 | -3,944 |
| 300～400 | -14,863 | 9,036 | -5,827 |
| 400～500 | -17,923 | 10,051 | -7,871 |
| 500～600 | -20,582 | 10,944 | -9,637 |
| 600～800 | -24,309 | 12,557 | -11,753 |
| 800～1,000 | -28,975 | 14,592 | -14,382 |
| 1,000～1,250 | -34,575 | 17,476 | -17,099 |
| 1,250～1,500 | -40,661 | 19,377 | -21,285 |
| 1,500～2,000 | -46,535 | 21,891 | -24,644 |
| 2,000以上 | -55,784 | 26,010 | -29,773 |

資料)総務省『全国消費実態調査』2004年(特定世帯編、第15表)より筆者試算。

表2 税方式への切りかえによる年金負担の変化:片働きの勤労者世帯(2人以上)

| 年間収入(万円) | 年金保険料負担 (円/月、A) | 年金目的消費税 (円/月、B) | 負担の純増減 (円/月、A+B) |
|-------------|--------------------|--------------------|---------------------|
| 200 未満 | -8,826 | 8,242 | -584 |
| 200～300 | -11,343 | 7,632 | -3,711 |
| 300～400 | -14,247 | 8,517 | -5,730 |
| 400～500 | -16,556 | 9,783 | -6,772 |
| 500～600 | -18,881 | 10,757 | -8,124 |
| 600～800 | -22,416 | 11,948 | -10,469 |
| 800～1,000 | -27,023 | 14,999 | -12,024 |
| 1,000～1,250 | -33,186 | 17,733 | -15,453 |
| 1,250～1,500 | -39,879 | 19,679 | -20,200 |
| 1,500以上 | -43,500 | 21,818 | -21,682 |

資料)総務省『全国消費実態調査』2004年(特定世帯編、第57表)より筆者試算。

表3 税方式への切りかえによる年金負担の変化:商人職人世帯(2人以上)

| 年間収入(万円) | 年金保険料負担 (円/月、A) | 年金目的消費税 (円/月、B) | 負担の純増減 (円/月、A+B) |
|-------------|--------------------|--------------------|---------------------|
| 200 未満 | -28,200 | 6,601 | -21,599 |
| 200～300 | -28,200 | 7,869 | -20,331 |
| 300～400 | -28,200 | 8,527 | -19,673 |
| 400～500 | -28,200 | 8,814 | -19,386 |
| 500～600 | -28,200 | 9,430 | -18,770 |
| 600～800 | -28,200 | 11,404 | -16,796 |
| 800～1,000 | -28,200 | 13,977 | -14,223 |
| 1,000～1,250 | -28,200 | 15,752 | -12,448 |
| 1,250～1,500 | -28,200 | 15,201 | -12,999 |
| 1,500以上 | -28,200 | 16,478 | -11,722 |

資料)総務省『全国消費実態調査』2004年(家計収支編、第19表)より筆者試算。

表4 税方式への切りかえによる年金負担の変化: 単身勤労者世帯(男女計)

| 年間収入(万円) | 年金保険料負担 (円/月、A) | 年金目的消費税 (円/月、B) | 負担の純増減 (円/月、A+B) |
|-----------|--------------------|--------------------|---------------------|
| 100 未満 | -4,372 | 4,053 | -319 |
| 100 ~ 150 | -6,795 | 4,450 | -2,345 |
| 150 ~ 200 | -7,452 | 4,810 | -2,641 |
| 200 ~ 250 | -8,756 | 5,311 | -3,445 |
| 250 ~ 300 | -10,397 | 6,280 | -4,118 |
| 300 ~ 350 | -11,337 | 7,442 | -3,895 |
| 350 ~ 400 | -12,694 | 7,723 | -4,971 |
| 400 ~ 500 | -15,334 | 8,072 | -7,262 |
| 500 ~ 600 | -18,153 | 8,664 | -9,489 |
| 600 以上 | -23,861 | 10,418 | -13,443 |

資料) 総務省『全国消費実態調査』2004年(特定世帯編、第34表)より筆者試算。

表5 税方式への切りかえによる年金負担の変化: 夫婦高齢者世帯(無職)

| 年間収入(万円) | 年金保険料負担 (円/月、A) | 年金目的消費税 (円/月、B) | 負担の純増減 (円/月、A+B) |
|-------------|--------------------|--------------------|---------------------|
| 200 未満 | 0 | 5,197 | 5,197 |
| 200 ~ 300 | 0 | 6,638 | 6,638 |
| 300 ~ 400 | 0 | 6,638 | 6,638 |
| 400 ~ 500 | 0 | 10,078 | 10,078 |
| 500 ~ 600 | 0 | 11,669 | 11,669 |
| 600 ~ 700 | 0 | 12,543 | 12,543 |
| 700 ~ 800 | 0 | 12,871 | 12,871 |
| 800 ~ 1,000 | 0 | 14,413 | 14,413 |
| 1,000以上 | 0 | 17,344 | 17,344 |

資料) 総務省『全国消費実態調査』2004年(高齢者世帯編、第15表)より筆者試算。

表6 税方式への切りかえによる年金負担の変化: 高齢単身世帯(無職)

| 年齢(歳) | 年金保険料負担 (円/月、A) | 年金目的消費税 (円/月、B) | 負担の純増減 (円/月、A+B) |
|---------|--------------------|--------------------|---------------------|
| 60 ~ 64 | 0 | 6,227 | 6,227 |
| 65 ~ 69 | 0 | 6,099 | 6,099 |
| 70 ~ 74 | 0 | 6,098 | 6,098 |
| 75以上 | 0 | 5,483 | 5,483 |

資料) 総務省『全国消費実態調査』2004年(高齢者世帯編、第27表)より筆者試算。

表7 税方式化に伴う生涯負担総額の純増減：世代別推計

| 生年 (夫年齢：歳) | 厚生年金保険料引き 上げによる負担増 (A、円) | 税方式化に伴う 負担の純増減 (B、円) | 生涯にわたる年金負担 総額の純増減 (A+B、円) |
|---------------|--------------------------------|----------------------------|---------------------------------|
| 1987 (20) | 7,683,902 | -2,671,331 | 5,012,571 |
| 1982 (25) | 7,058,769 | -2,301,404 | 4,757,364 |
| 1977 (30) | 6,279,408 | -1,931,478 | 4,347,931 |
| 1972 (35) | 5,348,613 | -1,410,449 | 3,938,164 |
| 1967 (40) | 4,318,773 | -775,586 | 3,543,187 |
| 1962 (45) | 3,203,386 | -88,044 | 3,115,342 |
| 1957 (50) | 2,035,283 | 590,903 | 2,626,187 |
| 1952 (55) | 943,903 | 1,280,661 | 2,224,565 |
| 1947 (60) | 225,004 | 2,033,785 | 2,258,788 |
| 1942 (65) | 0 | 2,332,820 | 2,332,820 |
| 1937 (70) | 0 | 1,720,199 | 1,720,199 |
| 1932 (75) | 0 | 1,153,802 | 1,153,802 |
| 1927 (80) | 0 | 625,950 | 625,950 |
| 1922 (85) | 0 | 312,975 | 312,975 |

資料) 総務省『全国消費実態調査』2004年、を利用して筆者試算。

- 注) 1. 賃金のベースアップ率はゼロと仮定し、割引率もゼロと想定した。
2. 年齢は2007年時点。